

平成27年 8月 7日

大仙市議会

議長 橋村 誠 様

秋田市中通 7-2-21

秋田県商工団体連合会

婦人部協議会会長 小玉智子



「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情

(要旨)

所得税法第56条を廃止すること。

(理由)

地域経済の担い手である中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし、その中小業者を支える私たち家族従業者が、どんなに長時間働いても給料は税法上必要経費として認めていません。

所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したときの対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、事業主の所得からの控除額として、配偶者は86万円、その他親族は50万円のわずかな額が認められているのみです。最低賃金にも達していません。このことによって、社会保障や行政手続きなど面で弊害が生じています。

青色申告にすれば給料を経費にできますが、税務署長への事前届と記帳義務の条件つきで、申告の仕方によって納税者を差別するものです。世界の主要国では家族従業者の人格・人権、労働を正當に評価し、その働き分を必要経費として認めています。

この「所得税法56条」は、「家族における個人の尊厳と男女の平等」に反する差別的税制であることは明らかです。いま改善するための仕組みをつくるのが急務とされています。一人一人の「働き分」を正當に評価することは人権を守ることです。

つきましては、貴議会において、上記の事項を内容とする「意見書」を国会と関係機関に提出して下さるよう陳情いたします。

(連絡・お問い合わせ)

秋田県商工団体連合会 婦人部事務局 近藤秋津子

電話 018-835-8026 FAX 018-834-6681

